



令和4年9月末日で



収入証紙を 廃止します

京都府収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料等を納めるものです。
身近なところでは、運転免許の更新や高校等の入学願書、パスポートの申請などに使われています。

※国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください(収入印紙は継続)。

令和4年10月からは、いろんな方法で納付できます！

納付書を手入手して、
コンビニ・金融機関で納付

納付書

コンビニ or 金融機関

webで事前登録して、
コンビニで納付

entry!

コンビニ

オンラインで納付

anytime / anywhere

CREDIT

CARD

キャッシュレス決済も可能に！
申請窓口で直接納付

OK!

現金

クレジットカード

電子マネー

スマホ決済

※納付方法は申請手続の種別により異なります。詳しくは各手続のホームページなどをご確認ください。

証紙の販売は
令和4年9月末日まで

証紙の利用期限は
令和5年3月末日まで

未利用証紙の還付(払戻)は
令和9年9月末日まで

還付(払戻)方法などは
順次京都府ホームページで
ご案内します



お問い合わせ

京都府会計課 ☎ 075-414-5415

✉ kaikei@pref.kyoto.lg.jp